

第4節 防災知識普及計画

第1項	一般住民等に対する防災知識の普及	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課 <input type="checkbox"/> 消防本部
第2項	職員に対する防災教育	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部
第3項	漁業者等の防災教育	<input type="checkbox"/> 農林水産課 <input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室
第4項	重要施設管理者等の防災教育	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 生涯学習課 <input type="checkbox"/> 学校教育課
第5項	防災に関する調査・研究計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部
第6項	防災意識調査	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部

【基本方針】

災害を防止、あるいは被害を最小限に抑えるためには、防災工事や防災関係施設、設備等のハード的な施策と同時に、防災に関する教育啓発活動や訓練等により防災意識の高揚を図り、ソフト面での防災力を向上させることが重要である。したがって市では、次の基本方針に基づき、職員に対し防災教育を行うとともに、関係機関と相互に密接な連携を保ちながら、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する。

- 1) 地域、職場、学校等と連携した防災知識の普及
- 2) 防災関係職員に対する防災教育の実施
- 3) 地域、事業所等における防災リーダーの育成
- 4) 自主防災組織の育成及びそれを通じた防災教育の推進
- 5) 学校での防災教育の推進
- 6) 災害危険箇所等の調査、点検

なお、防災知識の普及の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等にも十分配慮するよう努めるものとする。

第1項 一般住民等に対する防災知識の普及

【計画目標】

1. 一般啓発

(1) 啓発の内容

市及び防災関係機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の啓発を促す。

- 1) 災害に関する基礎的な知識、災害発生時に具体的にとるべき行動に関する知識
- 2) おおむね3日分の食糧、飲料水等の備蓄
- 3) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- 4) 住宅の補強、防火に関する知識
- 5) 家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビまたは冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下による事故防止、ガラスの飛散防止、火災予防等の家庭における防災基本対策に関する知識
- 6) がけ崩れや土石流、地すべり等の土砂災害が予想される地域、洪水や内水はん濫による浸水想定区域等に関する知識
- 7) 防災気象情報、避難準備、避難勧告、避難指示等の意味合いや重要性
- 8) 避難所、避難路その他避難行動に関する知識
- 9) 避難生活に関する知識
- 10) 応急手当方法等に関する知識
- 11) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- 12) 災害時の家族内の連絡体制の確保
- 13) その他の必要な事項

さらに、市は地域住民の適切な避難や防災活動に資する地区別防災マップ等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

(2) 啓発の方法

- 1) テレビ、ラジオ及び新聞等の活用
- 2) 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- 3) 映画、DVD等の利用
- 4) 各種相談窓口の設置
- 5) 防災士を通じた啓発
※防災士－防災に関する十分な意識・知識・技能を有し、家庭・地域・職場において、知識と技術を効果的に発揮できる者。
- 6) 講演会、講習会、防災セミナー等の実施
- 7) 防災訓練の実施
- 8) インターネット(ホームページ)の活用
- 9) 各種防災情報を掲載した各種ハザードマップ等の利用

- 10) 防災行政無線や広報車巡回による普及
- 11) 市街地における想定浸水深等の表示（標識の設置）

(3) 避難心得の周知徹底

避難のための立ち退きに万全を期するため、河川のはん濫、内水はん濫、崖崩れ、土石流、地すべり等の危険予想区域内の住民に、以下に示す避難者心得を周知しておく。

- 1) ラジオ、テレビ等の気象予報、災害情報及び市の広報誌等による防災上の注意事項に留意する。
- 2) 停電や断水またはガス供給停止等のライフラインの予期せぬ機能停止に備えて、飲料水や雑用水の事前の確保、温水や携帯食糧の確保、携帯電話充電のための乾電池等の備蓄、懐中電灯、トランジスタラジオ等を用意する。
- 3) 避難所、避難路を確認し、家族間での緊急連絡方法について定めておく。
- 4) 隣近所の人と緊急時の連絡方法や避難行動に際しての避難開始時期や避難方法等を定めておく。

2. 社会教育を通じての普及

社会教育においては、PTA、女性学級、青年団体、婦人団体等の会合及び各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

啓発の内容は、市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

3. 学校教育を通じての普及 【資料編*Ⅱ.2.1、資料編*Ⅱ.2.2、資料編*Ⅱ.2.3】

学校教育の中での防災教育は、地域の実情に則した防災教育を多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針のもとに防災教育が実施されるならば大きな効果をあげうる可能性を有している。東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大地震・津波によって広い地域で甚大な被害が発生したが、このような中でも、日頃の徹底した防災教育により学校の管理下にいた全ての児童・生徒等が生き抜いた地域があったことから、改めて学校における防災教育の重要性が認識された。このことを念頭に、児童・生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会(防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等)を通じて、災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心とした以下のような内容に関する啓発を行う。

- 1) 教材の一部として、災害の種類、原因、被害あるいは立地条件と災害の関係等についての周知
- 2) 職員と児童・生徒等、地域が一体となった防災組織の確立

*資料Ⅱ.2.1「防災教育の時期と場所」

*資料Ⅱ.2.2「防災に関する指導の内容」

*資料Ⅱ.2.3「防災年間指導計画(中学校の例)」

- 3) 災害時の行動計画の策定及び周知徹底
- 4) 防災訓練の実施
- 5) 防災に関する作文、絵画のコンクール、講演会等の開催
- 6) 防災関係団体と連携しての関係行事への参加
- 7) 映画、スライド等による防災知識の普及、徹底
- 8) 地域毎の連絡網及び児童・生徒等の引き取り体制確立

第2項 職員に対する防災教育

【計画目標】

市及び防災関係機関は、平常時の的確な防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により職員に対する防災教育を実施する。

1. 教育の方法

以下に示す方法等により防災教育を行う。

- 1) 新任研修
- 2) 職場研修
- 3) 研修会、講習会、講演会等の実施
- 4) 見学、現地調査等の実施
- 5) 防災活動手引等印刷物の配布

なお、新任研修、職場研修は、以下の要領で実施する。

ア. 新任研修

任命権者は、新たに職員として採用された者に対して、新任研修を実施する。

イ. 職場研修

各職場においては、防災訓練等にあわせて以下の項目に重点を置いた研修を実施する。

- a. 各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認
- b. 各職場の初動時の活動要領の確認

2. 教育の内容

- 1) 災害に関する知識
 - ア. 災害種別毎の特性、災害発生原因についての知識
 - イ. 当該地域の災害特性、災害別・地域別危険度
 - ウ. 過去の主な被害事例
- 2) 地域防災計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担
- 3) 初動時の活動要領(職員の動員体制、情報収集伝達要領、無線取扱い要領等)

- 4) 防災知識と応急対策技術
- 5) 防災関係法令の運用
- 6) 被災時の男女のニーズの違いや避難行動要支援者等に関する配慮
- 7) その他の必要な事項

3. 災害対策実施要領(活動マニュアル)の習熟

災害時の応急対策を想定し、災害対策本部組織における対応、職員の参集状況や被災状況を想定した活動内容、実情に応じた応急活動内容を基に初動マニュアルや避難所管理マニュアルを整備し、防災訓練を実施するなど災害対策要領の習熟を図る。

《対象別の防災教育内容例》		
対象	内 容	方法・媒体
防災関係者	a. 災害に関する知識 b. 災害危険区域に関する知識 c. 動員体制及び職員が果たすべき役割 d. 避難誘導方法	a. 研修会・講習会 b. 訓練 c. 防災計画書
市 民	a. 災害に関する知識 b. 災害危険箇所に関する知識 c. 家族の連絡方法 d. 情報収集伝達体制 e. 避難路・避難所等、避難時の知識 f. 初期消火方法	a. 自治会、町内会等における指導、訓練 b. 自主防災組織の育成・強化 c. 防災パンフレット・ビデオ等の広報資料
児童・生徒	a. 災害時の危険に関する知識 b. 火災予防及び初期消火に関する知識 c. 安全な避難所・避難方法等の知識 d. 災害時の安全な行動方法 e. 地域の防災対策と避難計画	a. 授業 b. 避難訓練 c. 映画会・講演会 d. 防災副読本 e. ビデオ・スライド

第3項 漁業者等の防災教育

【計画目標】

1. 漁業者等への指導・啓発

市は、漁業者等に対し避泊港の所在地その他の状況を周知徹底させ、併せて安全運航を指導する。

2. 漁業地域への防災知識の普及

市は、漁業地域の特性を踏まえた災害の防災対策を図るため、水産庁より示された

「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」等を参考として、漁業地域における防災力の向上に向けた防災知識の普及を図る。

第4項 重要施設管理者等の防災教育

【計画目標】

防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

1. 指導の方法

- 1) 防災上重要な施設の管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
- 2) 事業所独自、あるいは地域単位での訓練、講習会等を通じて災害時における行動力（初期対処力や応急対策能力）を強化する。
- 3) 防災上重要な施設の管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災意識を普及する。
- 4) 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

2. 指導の内容

- 1) 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制
- 2) 災害の特性及び過去の主な被害事例等
- 3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- 4) パニック防止のための緊急放送等の体制準備
- 5) 出火防止及び初期消火等の災害時における行動体制

第5項 防災に関する調査・研究計画

【計画目標】

災害を未然に防ぐとともに、より効率的な災害予防及び応急対策等を実施するため、次のような調査(パトロール)や研究を行う。

1. 防災パトロールの実施

市長が責任者となり、関係機関と協力して災害発生が予想される箇所を定期的に調査し、それぞれの問題点を整理する。

2. 対策会議の開催

防災パトロールの結果に基づき、災害発生が予想される箇所の応急対策を具体化するために対策会議等を必要に応じ開催する。

3. 防災に関する研究成果等の収集

防災関係の学術研究発表会やシンポジウム等に関係職員を適宜参加させ、防災に関する新しい知見や情報等を収集する。

第6項 防災意識調査

【計画目標】

住民の防災意識を把握するため、必要に応じてアンケート調査等による防災意識調査を実施する。